

生コン工場品質管理ガイドブック第5次改訂版本文正誤表

平成21年4月23日

頁	章	質問/指摘内容	回答	
1	26,27	2	容積保償の漢字がちがうのでは？	容積保証
2	28	2	静荷重検査の精度等級について「1,2,3,4級」への変更記述があるが、旧来の「H,M,O級」が移行措置の猶予期間はどのくらいあるのか？	機器の設置が旧来の法令に従った時期であれば、旧法に則った管理で良い。(電気式はかりは平成22年8月31日までの製造分には経過措置として旧法適用可能)ただし、新法による管理が適当であり速やかな改善が望まれる。(検定及び検査については当面従前の旧法が適用となる。特定計量器検定検査規則の附則(平成一二年八月九日通商産業省令第一四七号)の3条、4条に「当分の間、なお従前の例による。」との記述がある。)
3	32	2	表2.8の欄外(注)公称容量3m ³ を超えるミキサについては・・・とあるが3m ³ を超えない1.75m ³ なども該当するのでは？	JIS A 8603 に記載のないものは全て対象となります。
4	80	3	7行目e)項「舗装版及びコンクリートの表面がすりへり作用を受けるものについては、骨材の微粒分量試験で失われる量の限度は5.0%とする。」とあるが、JIS A 5308附属書A.9.2の項にはない規定であるがなぜこの数値となったのか説明していただきたい。(舗装時の微粒分量5%はA.4.b)砕砂等と思われるが。)	(第4版の修正忘れ) ご指摘のとおり、根拠のない数字で調査したところP80の5行目からのc),d),e)は印刷指示ミスです。従いましてこの項目すべてが削除となります。
5	144	4	計画供用期間の級、「一般」。	「短期」に修正。
6	148	4	上から4～6行目で算出された関係式の係数が求めた係数と異なった数字となっている。 Y=-9.4+21.2X F ₂₈ = -9.4+21.2C/W	(第4版の修正忘れ) 正しくは、 Y=-8.0+20.4X F ₂₈ = -8.0+20.4C/W
7	154	4	下から8行目。図4.12の説明と本文が合わない。 粗骨材の粒形判定実積率が1%異なることより、単位水量が約4kg/m ³ 変化することが判る。	左記下線部を単位水量が約2kg/m ³ 変化するに修正
8	264	5	計量印字記録の計算詳細例の過大粒・過小粒の補正の一次補正、二次補正の計算方法を教えていただきたい。	計算方法手順が入ったEXCELを配布する予定です。
9	280	5	6.1.2 細骨材の微粒分量は、第3章の原材料で記述すべきであり、第5章の6. 製造工程の管理においては不要と思われます。分野別指針においても、製造工程の管理では要求していません。	ご指摘どおりJIS Q 1011分野別認証指針レディーミクストンクリートの中では製造工程の管理では要求していませんが、良いコンクリートを製造する観点からこのような記述を追加いたしました。しかし、本文構成からいきますと6.1のところ、「本項目では製造工程での管理項目について、その必要性和JIS Q 1011に規定されている最低限度の試験頻度について記す。」とあり、これより不要となります。管理項目として重要なので今回追加記述しましたが、次回改訂については本文構成に注意し、注意書き等を加え対応したいと思います。
10	285	5	表5.11「スラッジ固形分率の管理方法」の「精度の確認」の「頻度」についてですが、JIS A 5308の改正説明会テキスト内容と異なりますが、どちらが正しいのでしょうか？	どちらも誤りです。3/20に公示されたJIS A 5308の解説を参照してください。
11	286	5	スラッジ水の計算例に誤りがある。 14行目スラッジ水以外の水を計量する量 = z - (y × k / x) + y × k = z - y × k(1 - 1/x) 22行目計量するスラッジ水以外の水の量 = 180 - 300 × k(1 - 1/10) = 112.4 (kg/m ³)	ご指摘のとおりです。 14行目スラッジ水以外の水を計量する量 = z - (y × k / x) + y × k/100 = z - y × k(1/x - 0.01) 22行目計量するスラッジ水以外の水の量 = 180 - 300 × 2.6(1/10 - 0.01) = 109.8 (kg/m ³)
12	389	7	表7.45の補正係数の高さとの比1.00の場合が0.89となっているがJIS A 1107と異なるが？	ご指摘のとおりです。 0.89 0.87
13	393	7	図7.61と本文の説明が合わない。 15行目 接線弾性係数と 割線弾性係数が図と逆である。	ご指摘のとおりです。 が割線弾性係数で が接線弾性係数に訂正。

	頁	章	質問/指摘内容	回答
14	419	7	1,14行目ZKT-210:2007(高周波加熱法)となっているが、新しく改正されたのでしょうか？	ZKT-210の改正は2006年で、2007年は確認となります。
15	479	付録1	付表1.2の8,9段目環境庁長官、18段目六価クロムの記述	環境庁長官 環境大臣 とし、六価クロムの記述を削除する。
16	488	付録1	付表1.10の区域の区分で第一種区分となっているが第一種区域である。	表の一行目はすべて区分ではなく区域である。
17	491	付録1	備考3の書き出しの「第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に存在する」はいらぬ。	ご指摘のとおりです。 「第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に存在する」部分を削除。
18	513	付録2	付図2.3 3回の平均によるm1の不合格率10.6%の示している部分がおかしい。	m1の不合格率10.6%を表している位置は、もう一つ上の点線とで囲った部分です。
19	533	付録3	付表3.2特別委員の役職 経済産業省産業技術環境局標準課産業基盤標準化推進室	標準課をとり 経済産業省産業技術環境局産業基盤標準化推進室とします。